

川崎市老人いこいの家マッサージ健康教室実施要綱

(目的)

第1条 マッサージ健康教室（以下「健康教室」という。）は、川崎市老人いこいの家を利用する高齢者を対象とし、もって高齢者の健康増進に寄与することを目的とする。

(委託)

第2条 前条の目的を達成するため、市長は、健康教室の実施を特定非営利活動法人川崎市視覚障害者福祉協会（以下「視障協」という。）に委託する。

2 市長は、健康教室に係る調整業務を委託することができる。

(対象者)

第3条 健康教室に参加できる者は、川崎市老人いこいの家条例（昭和47年川崎市条例60号。以下「条例」という。）第7条第1号に規定する者（条例第10条に該当する者は除く。以下「対象者」という。）とする。

(実施場所)

第4条 健康教室の実施場所は、条例第2条に規定する川崎市老人いこいの家（以下「老人いこいの家」という。）とする。

(実施方法)

第5条 健康教室では、原則として、視障協が老人いこいの家に1人ずつ施術者を派遣し、対象者に施術等を行うものとする。施術は、原則として、施術者1人1日あたり5人とし、施術時間は、1人あたり30分間とする。

2 前項の施術者は、三療施術の資格を有するもので、健康教室に従事することを希望する視力に障害のあるものとする。ただし、施術者を配置するにあたり事故等により施術者が不足する場合は、晴眼者をもって補充する。

(実施回数及び時間)

第6条 健康教室は5月から実施し、実施回数は原則として老人いこいの家ごとに10回ずつとする。

2 健康教室の実施時間は、原則として午前9時30分から正午までとする。

(申込み)

第7条 健康教室に参加しようとする者は、参加する老人いこいの家に備え付けの「マッサージ健康教室申込受付簿（第1号様式）」を老人いこいの家指定管理者に提出する。ただし、申込みは、原則として、毎月1人が1か所の老人いこいの家に限る。

(決定)

第8条 前条の申込みを受付けた老人いこいの家指定管理者は、申込状況を考慮の上、対象者を決定する。

(経費)

第9条 健康教室の利用料は、無料とする。

(報告)

第10条 視障協は、毎月10日までに前月分の健康教室実施状況について、「マッサージ健康教室利用状況報告書」(第2号様式)を市長に提出する。

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

(川崎市老人いこいの家マッサージサービス事業実施要綱の廃止)

2 川崎市老人いこいの家マッサージサービス事業実施要綱(昭和63年10月1日施行)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

(川崎市老人いこいの家マッサージサービス事業事務取扱要領の廃止)

2 川崎市老人いこいの家マッサージサービス事業事務取扱要領(平成10年4月1日施行)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成21年1月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。